

岸 秀 光 様

法務省訟務局民事訟務課

桜 井 良 則 様

1998年2月28日

弁護士 中 田 政 義

〒604-0982

京都市中京区御幸町通竹屋町下ル東側

松本町583 関東屋ビル2階

TEL 075-221-1699

FAX 075-221-1799

ご 連 絡 書

冠省、いつもお世話になっております。

京都地方裁判所1992年(平成4年)(ワ)第2075号外(浮島丸事件訴訟)について、ご連絡申し上げます。

次回、3月25日(水)午後1時半~2時半、準備的口頭弁論が予定されておりますところ、当日の議論を充実したものとするために、以下、原告が国に対し開示をお願いする予定の資料について、事前に検討していただきますようお願い申し上げます。

1 死没者名簿(甲A59参照)

2 乗船者名簿

被告は存在しない旨回答しておられますが、甲A33によれば、存在するよう
に思われます。再度調査の上、ご回答願います。

3 大湊管船部から第2復員局への引継書類中

「浮島丸遭難関係1冊」(甲A64参照)

4 舞鶴湾における機雷敷設状況に関する資料

①アメリカ海軍兵器研究所「日本に対する機雷戦」

(「MINES AGAINST JAPAN」)

②「舞鶴防備隊戦闘詳報 第1号-若狭湾方面戦闘掃海」(防衛庁戦史資料室)

5 1945年8月19日出港命令に関する資料

① 大湊警備府参謀長から海軍省運輸本部に宛てて発信されたものと思われる
「機密第181439番電」

② 1945年8月19日午前10時、海軍省運輸本部から大湊警備府参謀長宛
てに発信された「機密第191117番電」(防衛庁戦史資料室)

以上、ご検討のほどお願い申し上げます。

敬 具

075 221 1789

98-2-23;10:26 中田政義

一九九二年（平成四年）(ワ)第二〇七五号、一九九三年（平成五年）(ワ)第二三二五号、
一九九四年（平成六年）(ワ)第二三〇八号、公式陳謝等請求事件

求 釈 明 申 立 書

原告



外

被告 国

右当事者間の御庁頭書事件について、原告らは左記のとおり、被告に対する求釈明
を申し立てる。

一九九八年（平成一〇年）一月二十九日

右原告ら訴訟代理人
弁護士 小 野 誠 之

- 同 堀 和 幸
- 同 山 本 晴 太
- 同 松 本 康 之
- 同 池 上 哲 朗
- 同 武 田 信 裕
- 同 金 京 富
- 同 中 田 政 義
- 同 新 谷 正 敏

京都地方裁判所 第一民事部 御中

第一 求釈明事項

一 被告は、平成九年二月一三日付答弁書兼第一準備書面等において、浮島丸事件による死没者の遺骨を、「いわゆる分骨」にした旨主張している。

そこで、右「分骨」の内容について詳細な説明を求め、すなわち、

1 五二四の遺骨箱に収納されている各遺骨は、複数の死没者の遺骨から成るものばかりか、それとも単独の死没者の遺骨から成るものもあるのか、あるいはいずれとも不明なのか。

2 右分骨の経緯に関して存在する一切の資料を明示されたい。

二 被告は、平成九年一月六日付書証認否書において、甲A第六四号証につき、原本の存在及び成立を認めているところ、甲A第六四号証によれば、「浮島丸遭難関係一冊」の書類が、大湊管船部から第二復員局に引き継がれている。

そこで、右「浮島丸遭難関係一冊」の書類につき、標題、作成者（部局）、作

成年月日、記載内容を各明示されたい。

三 被告は、平成九年一月六日付書証認否書及び平成九年一月二六日付第二準備書面において、「甲A第五九号証は、厚生省が保管している『浮島丸死没者名簿』を転記したものとと思われる」と主張している。

そこで、右転記を認めるに至った経緯を具体的に明らかにされたい。

また、「両者の記載に合致しない部分がある」と主張しているところ、その不合致部分を具体的に明らかにされたい。

四 被告は、平成九年二月一三日付答弁書兼第一準備書面において「昭和三十一年に日本国外務省を通じ韓国代表部に名簿が手交された」と主張するとともに、別途、右名簿は、朝鮮半島出身戦没者に係る「遺骨遺留品名簿」と題する名簿である旨説明している。

そこで、右「遺骨遺留品名簿」の内、浮島丸に係るものについて、その人数、氏名、本籍地及びいかなる資料に基づいて作成されたのかにつき明らかにされたい。

五 被告は、平成九年二月一六日付答弁書兼第一二準備書面において、「浮島丸遭難者名簿」及び「浮島丸死没者名簿」につき、「両名簿の作成経緯等は確定し得ない」と主張している。

そこで、

- 1 どのような調査を行ったのか
 - 2 いかなる資料から右判断に至ったのか
 - 3 どの程度まで判明したのか
- につき、具体的に明らかにされたい。

六 被告は、平成六年七月二一日付第六準備書面において、原告 [] (原告番号

五二、創氏名 []) について、「大湊海軍施設部に所属していたものである」と認めているが、甲A五九号証によれば、 [] は、施設部以外で「日本通運大湊支店」の所屬となっている。

そこで、被告が、原告 [] を「大湊海軍施設部に所属していたものである」とする根拠を明らかにされたい。

七 被告は、平成六年七月二一日付第六準備書面において、原告 [] (原告番号

七〇) について、「被告の保管資料によれば、大正五年(一九一六年)五月二日に出生し、昭和一九年(一九四四年)五月二日に徴用され、大湊海軍施設部に所屬していたものである」と認めている。

そこで、右「被告の保管資料」とは何かを具体的に明らかにされたい。

また、右認否は、原告 [] が浮島丸に乗船していたことを認める趣旨か否かにつき明らかにされたい。

以 上